

[事案 2019-76] 転換契約無効等請求

・令和元年 12 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

保険金額が下がることを知らずに手続きを行ったことを理由に、減額および一部転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 6 月に契約した終身保険について、同年 11 月に保険金額を減額、同年 12 月に医療特約を付加し、さらに同 19 年 11 月には保険金額の減額を伴う一部転換により新たに医療終身保険を契約したが、以下の理由により、減額および一部転換を無効にしてほしい。

(1) 減額について

①入院 5 日目から給付金が支払われる医療特約を付加する手続きをした記憶はあるが、保険金額を減額する手続きをした記憶はない。

(2) 一部転換について

①募集人から、入院 1 日目から給付金が支払われる医療終身保険を提案されたので、そのための手続きをしたつもりであった。

②募集人は、一部転換により保険金額が減額されるという説明をしなかった。

③募集人の説明は 10 分程度であり、また、申込手続きは郵便ポストのうえで言われるがままに署名・押印しただけである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 減額について

①減額にかかる手続き書類は、所定の保存期間を経過しているため現存していないが、社内データ上減額手続が完了していることから、当時、申立人の自署および押印のある手続き書類を提出いただく等、その取扱いに問題はなかったはずである。

②減額の裏書きをした保険証券を送付した際や、減額直後の医療特約を付加する手続きをした際にも申立人から異議申出はなかった。

③契約後一定期間内の減額は、募集人の成績にとって不利であることから、募集人から勧める動機はない。

(2) 一部転換について

①募集人は、一部転換を提案するにあたって、申立人が終身保険の保険金額全額を家族に遺すことを必ずしも考えていないことを確認している。

②募集人は、設計書を用いて、一部転換であることや新契約となる医療終身保険の契約内容を 1 時間程度説明した。また、数日後、設計書やご契約のしおりに用いて契約内容をあらためて説明した後、申込手続きを行った。

③ご契約内容のお知らせ送付時、契約後の募集人の訪問による契約内容説明時も、申立人から異議申出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額および一部転換時の況

等を把握するため、申立人および一部転換を取り扱った募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、減額および一部転換ともに申立人が医療保障にかかわる手続きだと誤信していたとは認められず、また、募集人の説明不十分も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。